

亀山市告示第 1 1 9 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 0 年 7 月 2 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 3 5 8
- 3 路線名 下白木 8 号線
- 4 供用開始の区間  
( 1 ) 起点 白木町字岡垣内 3 1 7 8 番 6 地先  
( 2 ) 終点 白木町字岡垣内 3 2 8 6 番 2 地先
- 5 供用開始の期日 平成 3 0 年 7 月 2 5 日